

# 学校法人 鎌倉女子大学 『情報公開に関する規程』

(目的)

**第1条** 本規程は、学校法人鎌倉女子大学（以下「法人」という）及び鎌倉女子大学、鎌倉女子大学大学院及び鎌倉女子大学短期大学部（以下「大学等」という）が有する情報の公開に関して必要な事項を定め、当該情報を公開することにより、法人及び大学等の運営並びに教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営及び法人が設置する大学等の教育研究の質向上に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** 本規程において「公開」とは、法人及び大学等が有する情報を自主的に公表することをいう。

(情報の公開)

**第3条** 法人は、次の各号に定める情報について、ホームページ等を通じて、広く社会に公開する。

- (1) 法人及び大学等の基本情報
- (2) 法人の経営及び財務に関する情報
- (3) 大学等の教育研究上の基本情報
- (4) 大学等の学生に関する情報
- (5) 大学等の教職員に関する情報
- (6) 大学等の教育課程に関する情報
- (7) 大学等の学生支援に関する情報
- (8) 大学等の社会貢献及び国際交流に関する情報
- (9) 大学等の内部質保証に関する情報
- (10) 大学等の IR に関する情報
- (11) 大学等の危機管理に関する情報
- (12) 法人及び大学等のコンプライアンス及び社会的責任に関する情報
- (13) 法人及び大学等に係るその他の情報

2 前項各号の規定により公開する情報の細目は、別表のとおりとする。

(閲覧)

**第4条** 法人は請求があった場合、正当な理由がある場合を除いて、私立学校法第47条第2項及び第3項並びに学校法人鎌倉女子大学寄附行為第36条第2項及び第3項の規定に基づき、法人の事務所に備えた書類を閲覧に供する。

(非公開情報)

**第5条** 法人は、次の各号に定める情報については公開しない。

- (1) 法令等の規定により公にすることができない情報
- (2) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより個人の権利、利益を侵害するおそれがある情報。但し、次に掲げる情報を除く。
  - イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報
  - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報
- (3) 学外の法人その他の団体等（以下「団体等」という）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって次に掲げる情報。但し、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要と認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該団体等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報

ロ 団体等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたものであって、団体等又は個人における通例として公にしないこととされている情報。また、その他公にしないことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報

- (4) 法人の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

(その他必要な事項)

**第6条** 情報の公開について本規程に定めのない場合であって、法令又は法人若しくは大学等の規程に定めのある場合は、当該法令又は規程の定めによるものとする。

- 2 本規程に定めるもののほか、情報の公開の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て理事長が決定する。

(改廃)

**第7条** 本規程の改廃は、理事会の審議を経て理事長が行う。

## 附 則

本規程は、平成31年4月1日から制定・施行する。

- 2 本規程は、令和2年4月1日から改定・施行する。  
3 本規程は、令和3年4月1日から改定・施行する。

別表 公開する情報の細目（第3条関係）

<p>(1) 法人及び大学等の基本情報</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 寄附行為</li><li>② 建学の精神</li><li>③ 沿革</li><li>④ 法人組織</li><li>⑤ 役員及び評議員名簿（個人の住所に係る記載の部分を除いたもの）</li></ul>
<p>(2) 法人の経営及び財務に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 事業計画書</li><li>② 事業報告書</li><li>③ 財産目録</li><li>④ 貸借対照表</li><li>⑤ 収支計算書</li><li>⑥ 監事の監査報告書</li><li>⑦ 役員報酬規程</li></ul>
<p>(3) 大学等の教育研究上の基本情報</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 学則</li><li>② 教育研究上の目的</li><li>③ 教育研究上の基本組織</li><li>④ 入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）</li><li>⑤ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）</li><li>⑥ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）</li><li>⑦ アセスメントプラン</li><li>⑧ 中期計画</li><li>⑨ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境</li><li>⑩ 授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用</li></ul>
<p>(4) 大学等の学生に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 入学者選抜の状況</li><li>② 入学定員及び入学者数</li><li>③ 収容定員及び在学する学生数</li><li>④ 社会人学生数、留学生数及び海外派遣学生数</li><li>⑤ 退学者数又は除籍者数及び留年者数</li><li>⑥ 卒業者数又は修了者数及び学位授与数</li><li>⑦ 進学者数及び就職者数</li><li>⑧ 進学及び就職等の状況</li></ul>
<p>(5) 大学等の教職員に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 教員組織</li><li>② 教員数</li><li>③ 各教員が有する学位及び業績</li></ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 教員人材育成方針</li> <li>⑤ FD（ファカルティ・ディベロプメント）の状況</li> <li>⑥ 職員人材育成方針</li> </ul>
<p>(6) 大学等の教育課程に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画</li> <li>② 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準</li> <li>③ 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力</li> <li>④ キャリア教育ポリシー</li> <li>⑤ 教員養成に関する情報</li> </ul>
<p>(7) 大学等の学生支援に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 修学に係る支援</li> <li>② 進路選択に係る支援</li> <li>③ 学生生活に係る支援</li> <li>④ 心身の健康等に係る支援</li> <li>⑤ 障害学生に対する支援</li> <li>⑥ 課外活動の状況</li> <li>⑦ 奨学金等の修学支援</li> </ul>
<p>(8) 大学等の社会貢献及び国際交流に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会貢献活動の状況</li> <li>② 国際交流の状況</li> <li>③ 大学間連携の状況</li> <li>④ 産官学連携の状況</li> <li>⑤ 生涯学習の状況</li> </ul>
<p>(9) 大学等の内部質保証に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 内部質保証の方針</li> <li>② 自己点検・評価に関する報告書</li> <li>③ 認証評価の結果についての報告書</li> </ul>
<p>(10) 大学等の IR に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学修時間</li> <li>② 学生の学修に対する意欲</li> <li>③ 学生の成長実感</li> <li>④ 学生の満足度</li> <li>⑤ 単位取得状況</li> <li>⑥ 学位取得状況</li> <li>⑦ 修業年限期間内に卒業する学生の状況</li> <li>⑧ 免許資格取得状況及び国家試験合格状況</li> <li>⑨ 進路決定状況</li> <li>⑩ 授業評価結果</li> <li>⑪ 学修環境・行動調査結果</li> </ul>

(11) 大学等の危機管理に関する情報

- ① 危機管理規程
- ② 危機管理マニュアル
- ③ 災害時の対応

(12) 法人及び大学等のコンプライアンス及び社会的責任に関する情報

- ① 情報公開規程
- ② 個人情報保護に関するポリシー
- ③ 情報セキュリティポリシー
- ④ ハラスメント防止等に関する規程
- ⑤ 公益通報に関する規程
- ⑥ 研究不正防止に関する情報
- ⑦ 動物実験等に関する情報
- ⑧ 一般事業主行動計画

(13) 法人及び大学等に係るその他の情報

- ① 法令等により公表しなければならない情報